資料Ｎｏ．６３

産後ケア事業委託料の概要

健康福祉部　健康推進課

１　概要

産後ケア事業は、助産師等が医療機関や対象者の自宅において、産後の母親の心身のケアや育児のサポートを行うものであり、実施については、産科医療機関、助産院、開業助産師等に委託する。

産後ケア事業で提供するサービスは１０，０００円相当とし、２，０００円は自己負担とする。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯の自己負担は無料とする。また、財源として、母子保健衛生費国庫補助金（国1/2、市1/2）を活用する。

２　開始時期　　令和２年１０月予定

３　対象者

宝塚市に居住する出産後４か月未満の産婦と乳児で以下の全てに当てはまる者

（１）体調不良や育児に対する不安が強く、支援を必要とする者

（２）産後に家族等から、育児について十分な支援が受けられない者

（３）母子ともに医療行為が必要でない者

４　実施方法　　通所型、訪問型を実施する。

（１）通所型は、来所した利用者に対し、助産師等が個別又は集団でケアやサポートを実施する。

（２）訪問型は、助産師が利用者の自宅に赴いて、ケアやサポートを実施する。

（３）実施時間・利用回数

通所型、訪問型とも、１回３時間程度のサービスを提供し、通所型、訪問型を併せて８回を限度とする。

５　委託内容

（１）産婦の心身の健康管理と産後の生活に関する相談

（２）乳房のケア（乳房マッサージなど自己管理の指導を含む）や授乳方法の相談

（３）乳児の沐浴やスキンケアなどの育児技術の提供や相談

（４）育児相談

６　見込数

通所型　１８人　６５回

訪問型　２３人　８０回

＊先進市実績１人あたり平均利用回数３．５回を参考とした。

７　予算　委託料：１，２９８千円

内訳　通所型@８，０００×６０回×１．１＝５２８，０００円

訪問型@８，０００×７５回×１．１＝６６０，０００円

市民税非課税世帯、生活保護世帯

@１０，０００×１０回（通所型５回+訪問型５回）×１．１

＝１１０，０００円